

## 平成 23 年度第 5 回海老名環境審議会議結果

日 時：平成 24 年 2 月 15 日（水） 13：30～16：00

場 所：市役所 3 階 政策審議室

出席者：（委 員）木内委員、伊藤委員、白石委員、安彦委員、金指委員、松本委員、浅沼委員、中里委員、木村委員、米本委員

（事務局）瀬戸部長、平本次長、岡田課長、押方係長、武井主査

（公園緑地課）井上課長補佐、篠原主査

傍聴者：なし

### 1 開会（進行） 事務局

### 2 市長あいさつ 内野市長

平成 23 年度第 5 回海老名市環境審議会にご出席いただき、心から感謝申し上げます。

今回は、平成 23 年度の最後の審議会となりますので、よろしくお願ひします。

昨年の大震災から約 11 ヶ月が経過しましたが、まだまだ、復興にはほど遠い状況であると思っています。

市としても、できる限りのことをやっていきたいと思っております。24 年度 4 月から職員を長期派遣する予定となっており、人的な支援をしてまいりたいと考えています。

昨年から様々なエネルギー問題や原発の問題などは解決されておりませんが、環境問題が大きな課題となっております。

昨年は、計画停電を受けて省エネ・節電に取組みましたが、その集計結果については後ほど報告させていただきます。

今後も、市としても省エネ・節電に取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日は、諮問事項 4 件と報告事項 3 件が予定されておりますが、皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

また、今後も海老名市の環境行政に対して、より一層のご協力を願いします。

### 3 会長あいさつ

ご苦労さまです。先ほど市長からもありましたように、本日は、5 回目の環境審議会となります。審議いただく案件については、お手元の資料にありますが、皆さまから忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 4 議 事

### (1) 諒問事項

#### 自然緑地保全区域の指定解除等について（全3件） 公園緑地課より説明

別紙【資料1】～【資料3】について説明。自然緑地保全区域の指定解除が1件、自然緑地保全区域の新規指定が1件、自然緑地保存樹木の指定解除が1件1本となります。ご審議をお願いします。

【資料1】について、相続により相続者4名が解除を希望しており、自然緑地保全区域の指定解除申請となっております。

【資料2】について、自然緑地保全区域の新規指定については、神明社の境内地であります。

【資料3】について、台風により倒木し、危険なため既に伐採となったものです。

現在、自然緑地保全区域として指定しているのは100区域で、所有者としては129名です。全面積は、182, 239. 79m<sup>2</sup>となっています。

また、自然緑地保存樹木は、204本となっており、並木が16本となっています。

参考として、昨年9月の台風により民地の山林や市の緑地で倒木があり、市の緑地（13ヶ所）での修繕費や処理費で約800万円の費用がかかっています。民地も含めると2, 000万円ぐらいの被害となったと思われる。

#### （質疑等）

委員：資料によると相続により解除となっているが、詳しい理由等は聞いているか？

公園緑地課：詳細までは聞き取りをしていませんが、相続税の問題のようであります。売却を考えているようです。

委員：諒問の3件の申請理由をみると、①相続によるもの、②神社、③台風による倒木のことであるが、若い人は地元への愛着がなくなっていると思っている。相続による指定解除については、今後増えると思われる。海老名から緑がなくなってしまってしまう。神社の緑地指定は良いことだと思う。樹木については、近隣とのことを考えるとやむを得ないと思われる。

委員：相続に係る部分は立ち入れない。しかし、こういった状況をどうにかするには、トラスト基金のようなものを作っていくないと、どうすることもできない。

公園緑地課：平成5年に、「みどり基金」というものがあり、当時、約6億円ぐらいの基金がありました。その中から、上今泉 秋葉台自然緑地を購入しましたが、その後財政状況が悪化し、そのような事はできなくなりました。

現在、杉久保の山林において、緑地保全区域の扱い方について検討しています。台風により、杉の木等が倒木したため、境界から20mぐらいの範囲で伐採しました。

管理のための伐採は認められているが、ここまで規模が大きくなると、そこを含めて緑地区域として指定しておいていいのかもどうかと悩んでいます。

委員：市の考え方としては、緑や樹木を残したいと考えていると思ってよいのか。

公園緑地課：環境保全条例に基づいて、そのように考えています。伐採後、補植等をしていただければ問題ないと思っています。

委員：樹木について、クヌギと杉では樹齢が異なる。クヌギは、樹齢が50年～60年。杉は150年。相続となると、杉が対象となる場合が多い。

委員：市街化区域内の山林はどんどんなくなってしまう。これは、相続税が上がっているので、いかに自分の土地等を保全しながら相続していくか。そうなると、市街化区域の雑木林や山林を手放さないと、次の相続に続いていかなくなってしまう。調整区域の山林の場合は、宅地化されないので残っていくと思うが、市街化区域の山林となると手放しやすい。これは、仕方ないことであると思う。これを防ぐには、税制改正が必要である。

公園緑地課：現在、全指定区域の3分の1は、市街化区域内となっています。

委員：神社は意外と残っていくと思われる。お寺については、墓地の拡幅などによりなくなる場合もある。市街化区域の雑木林より、農家の屋敷廻りのケヤキやクスノキなどの方が残ると思う。市街化区域の雑木林がなくなってしまうのは、やむを得ないと思われる。指定してもどの程度保全されるかわからない。

委員：市街化区域はなくなる可能性が高い。そうなると指定する必要がないのではないか。市街化は市街化として開発することとなるが、解除の場合、木を移植させることを考えた方がよいのではないか。市街化の開発について、木を植えるスペースを確保するような“しばり”をかけるなど。そうすれば、木を植えるので、緑が残っていく。

委員：以前は、そういったものがあった。開発したところに何本か植えなければならぬという指定があったが、今は余地がない。

委員：優遇措置があれば残していくと思う。成り行きではなくなってしまう。市街化区域は処分するときに移植を考えた方がよい。

委員：資料1の場合、相続者が4名いるとのことだが、方法論として、一人が申請することは問題ないのか。

公園緑地課：現段階では相続が終了していませんので、相続者4名の総意として代表者が申請しているので、問題はありません。

委員：樹木の指定解除について、結果を出されても議論のしようがない。事前に連絡でもあれば、議論できるが。

委員：助成金の問題もあると思うが、このような場合の扱いはどうなるのか。

公園緑地課：対象期間は、年2回に分かれており、4月から9月を前期、10月以降を後期としています。今回の場合、10月（後期になってから）に伐採となったので、全額出ることとなります。

委員：伐採する前に相談はあったのか。

公園緑地課：今回はありませんでした。

委員：指定されており、お金も出ているのだから、当然、ルールがあるはず。金額の大小ではなく、ルールから外れている場合は、しっかりと指導した方がよい。

委員：伐採の相談等があった時、残す方法を検討する。例えば移植できないかどうか。検討した結果、伐採するしかないとなれば仕方ないと思うが、言われるがまま伐採されてしまうのなら指定する意味がない。

公園緑地課：市としてPR不足している部分があると思っています。指定されている所有者には、通知等文書を送付しているので、そういった文書に付記して送付するようにしたいと思います。

委員：事前のルールはあるのか。

公園緑地課：あります。指定されているところは、解除してからでないと変更等できませんが、今回のような危険等を伴う場合には、事後承認となっております。

議長：いろいろご意見をいただきましたが、原案のとおり指定解除（自然緑地保全区域指定解除、自然緑地保存樹木指定解除）及び新規指定（自然緑地保全区域新規指定）してよろしいでしょうか。

⇒了承。

本件は諮問事項でありますので、答申します。

## （2） 諮問事項

### 権限移譲に伴う騒音・振動・悪臭の規制基準等の設定について

環境政策課より説明

別紙【資料4】について説明。

第2次一括法の成立に伴い、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が改正され、これまで、都道府県知事等が定めていた規制基準等について、市が行うこととなりました。

（質疑等）

### 【環境基本法に係る環境基準の類型を当てはめる地域】について

委員：海老名市の地域の区分について、県と比較すると「第二種低層住居専用地域」と「準住居地域」が空欄となっているが、どういうことか。

環境政策課：現在、海老名市においては、その2つの地域指定がありません。以前、8用途地域であったものを現在の12地域に見直しを行った際に、調査等の結果から該当なしと判断され、現在のとおりとなりました。

委員：今後についても、その2地域はないと判断されているのか。

環境政策課：今後の状況により、該当するにふさわしい地域と判断されれば、都市計画決

定し、地域の見直しとなります。

委員：この規制値は、騒音計で測った値であり、物理量ではない。地域の影響度などが補正されており、常用対数で計算されているものである。例えば、50デシベルと55デシベルとでは、かなり違いがあることになる。

環境政策課：環境基本法については、取り締まるための法律ではなく、「るべき姿」や「望ましい状況」を示している法律で、現況を評価する上で、改善を必要とするかどうかを判断する基準となっています。規制については、騒音規制法等それぞれの法律によります。

委員：周波数については、どのような扱いとなっているか。

委員：騒音については、周波数の大小の分けはない。例えば、50デシベルは、50%の人が不快と感じるような値といった感じになっていると認識している。  
また、鶯が大きな鳴き声を出しても不快と感じないが、自動車が通る音は不快と感じるといったような性質のものである。

委員：県の基準等を準用し、当てはめるということなので、特に問題はないのではないか。

委員：表中の空欄となっている部分については、今後、都市計画決定されれば、そこに当てはめるということでよいのか。

環境政策課：状況に応じて、変更していきます。表中にあるのは、現在、海老名市で指定されている地域のすべてを当てはめてあります。ただし、工業専用地域については、ここでの地域類型に当てはめないこととされており、除外されております。

## ②【騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制地域及び規制基準】について

委員：騒音を計測する際は、どこで計測するのか。また、すべてについてこの規制がかかるのか。

環境政策課：この基準によって規制されるのは、特定工場や特定建設作業に伴う騒音についてです。特定工場とは、騒音を発生する機械を使用している事業所のことであり、特定建設作業とは、騒音を発生する機械を使った作業のことで、例えば、重機などを使用している作業などです。

計測する場所等については、事業所の敷地境で計測した値となります。

委員：騒音を測るには、どういった事でその値を測るのか。

環境政策課：騒音等を発生する機械を使用する事業所については、市に届出が必要となります。使用する機械が発生する音の大きさ、距離減衰、壁等による減衰などを計算し、基準値を下回るので、設置許可申請するといった書類となります。

委員：工場以外の場合は指導できるのか。例えば、隣の家のエアコンの室外機がうるさいとか、あきらかに、大きな音を出しているなど。

環境政策課：その場合は、神奈川県の条例（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）に

基づく対応となります。

委員：県の条例の場合は、県が指導するのか。

環境政策課：事務については、既に市に移譲されておりますので、市で対応することとなります。

委員：飛行機騒音については、どうなっているのか。

環境政策課：今回の第2次一括法は、本来、国が行うものであるが、県や市でできることは、移譲するといったこととなっています。

したがって、航空機騒音や新幹線騒音など、行政境を超えて広範囲に渡るものについては、国または県で対応することになります。

委員：「特定工場等」とあるが、どのような所があるのか。

環境政策課：使用している施設や作業によって様々であるが、例えば、プレス機を使用している事業所は、これにあたります。

委員：工事の場合は、短期のものと長期のものとあるが、どちらも規制の対象となるのか。

環境政策課：短期の場合は、該当しません。長期の工事の場合は該当しますが、連続して6日を超えて作業を行わないこととされています。日曜日、休日は作業を行わないこととされています。これは工程表等により確認して書類を受け付けております。

委員：地域によっては、協定を締結している所もあるが、建設工事などは、異なる。

こういった場合、感覚的なもので、いくら基準値以下であっても、耳障りであれば、これは騒音であると主張する人がいて、かなり難しい問題となっている。

委員：この基準等については、すべて県を準用する形となっているのか。

環境政策課：すべて県の規制基準等を準用しています。

委員：用途地域により規制が異なるが、逆に異なる用途地域が隣り合わせとなっているので、トラブルとなる要因の1つとなっている。よって、そういったことを防止できるようなまちづくりも必要である。

### ③【振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がる地域、時間の区分（追加説明）、規制基準】について

委員：振動の場合は、特定建設作業は該当しないのか。

環境政策課：該当します。法律の標記の仕方により明記されておりませんが、該当します。

委員：昼間と夜間の区分があるが、夜間（特に寝ているとき）は、基準以下でも感じられる。

委員：同じ重機でもオペレータの作業の仕方により、大きな差が出てくる。

委員：ある事業所では、敷地境界に現在の振動値を表示しているところがあった。このような取り組みは、トラブル防止になっているようだ。

### ④【悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出の規制地域と規制基準】について

委員：県を準用するということだが、変えようがあるのか。

環境政策課：今後、現行の基準を準用した形に問題があるということとなれば、調査等を行い、また、環境審議会の皆さまの意見を聴きながら変更していくことは可能です。

委員：例示されている臭いは、臭気と言っていいかどうか曖昧である。

環境政策課：都市環境の中で様々な臭いが発生しており、当然、人によって感じ方が異なってきます。物質規制の場合、その物質以外は規制外となってしまうので、多様性に対応できる神奈川県の基準である臭気指数を海老名市においても準用したいと考えています。

委員：家畜の臭気についてよく言われる。これについては、どのような扱いなのか。

環境政策課：農業振興地域については、対象外となっていますので、この地域にある豚舎などは直接的には規制がかからないことになっています。

委員：市街化区域の隣の畠で、鶏糞を撒いた際に臭いや虫の発生等でトラブルになったことがあった。こういったところに規制をかけるとなると、非常に難しい問題となる。

議長：いろいろご意見をいただきましたが、原案のとおり了承することでよろしいでしょうか。

⇒了承。

本件は諮問事項でありますので、答申します。

## （2） 報告事項・・・事務局説明

①平成24年度海老名市環境基金から執行予定の事業について（資料5）

②節電キャンペーンの集計結果について（資料6）

③えびの環境白書2011について（資料7）

（質疑等）

委員：①について、挙げられている事業すべてに執行されるのか。

事務局：審議会の皆さまからのご意見等なければ、そのようにさせていただきたいと考えています。

委員：予算額が約4,000万円となっているが、配分はどのようにになっているのか。

事務局：議会前であるため、配分等については決まっておりません。

## 5 その他について

委員：電気料金が値上げとなるが、市としての対応はあるか。

事務局：県については、需要電力や使用電力などの数値データを持っているので、そのことについて、意見等を出していると思われますが、市としては、そういったデータを持っていないので、意見等を出すことは難しいと思われます。

委員：焼却場などごみの収集事業に影響等はあるのか。

事務局：焼却場などは発電能力があり、影響は少ないと思います。

委員：環境基金の運用規定などはあるのか。運用にあたっては、寄附していただいた方々の意思がわかるような、説明ができるような運用をお願いしたい。

事務局：環境基金活用要領を定めております。

基金としては、ペットボトル等抛出金や再商品化合理化抛出金が8割を占めている状況ですので、運用にあたっては、再資源化（3R）にも使用することも妥当と考えております。

事務局：今回、基金の運用については、報告という形となってしまいましたが、できれば今後はもう少し早い時期に審議会を開催して、そこで案を提示させていただき、委員の皆さまのご意見を伺って、財政当局にその旨を説明し、予算に反映していきたいと思っております。

環境審議会委員の皆さまには、環境に関する多くのことに参加していただき、より積極的に意見を発信する組織になるようご協力いただきたいと思います。

いただいた寄附金等の環境基金の運用については、一般会計では対応できないものに活用していきたいと考えております。

## 6 閉会 白石副会長あいさつ

本日はご苦労さまでした。今、話がありましたように、一層存在感が出せるような審議会にしていきたいと思います。それには、我々も勉強をしていきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。

事務局：本日はありがとうございました。これにて、第5回環境審議会の閉会とさせていただきます。